

人材

～ 高齢者の活用は、
あなたの会社の活性化～

【無料職業紹介事業のご案内】

活用

高齢者の豊富な経験・知識・技能をあなたの会社で活かしてみませんか

シルバー人材センターは、地域の高齢者が共働・共助し合うことによって、高齢者の就業を通じて福祉の増進をはかりながら自主的に運営する高度な公共性・公益性を有する団体です。

法律(高年齢者の雇用の安定等に関する法律)の規定に基づき、知事の指定を受け厚生労働大臣に届け出て無料の職業紹介を行っています。

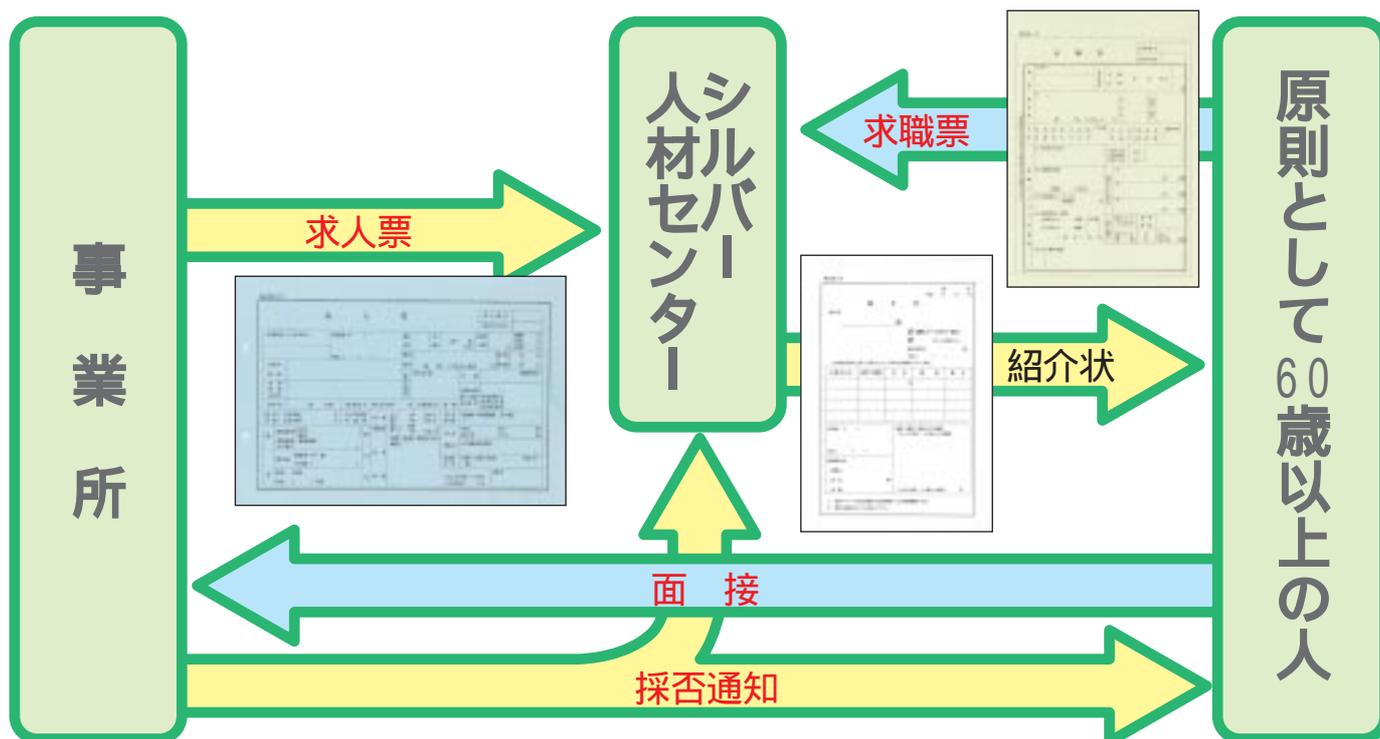


(知事からの指定書)

無料職業紹介事業の内容

- 指定区域 ————— 島根県全域
- 取扱事務所 ————— 県内7ヶ所(裏面の事務所一覧をご覧ください。)
- 紹介対象者 ————— 原則として60歳以上の人
- 対象業務 ————— 臨時的かつ短期的または、その他の軽易な業務
求人の対象者が原則として雇用保険、厚生年金保険、健康保険の被保険者にならないもの
- 紹介にかかる費用 ——— 無料

ご利用の手続き



- *雇用期間が長期にわたる場合や60歳未満の方を対象とする求人は、シルバー人材センターで受付できません。ハローワークへご相談下さい。
- *雇用契約を継続する場合は、事業主・本人間で直接ご契約ください。なお、その旨をシルバー人材センターへもお知らせください。

業務の例

豊富な経験・知識

- ・各種施設管理
- ・駐車場管理
- ・商品、資材等管理
- ・販売集金業務
- ・営業
- ・得意先回り
- ・集配業務
- ・イベント補助
- ・社内報の編集、校正
- ・人事管理
- ・人材育成、指導
- ・経理事務
- ・書類整理
- ・文書受発事務
- ・調査集計事務 など

確かな技術

- ・各種自動車の運転
- ・各種整備の保守点検
- ・各種工事の補助
- ・各種製造補助
- ・農林、水産系補助
- ・介護、ホームヘルプサービス業務
- ・託児業務 など

*その他の業務の求人につきましてもご相談承ります。



Q & A

Q

シルバー人材センターに、草刈りや筆耕などの仕事を頼むことがあるのですが、この場合とどこが違うのですか？

A

職業紹介は求人・求職の斡旋を行うもので、使用者と労働者間に雇用の関係が生じます。一方、草刈りや筆耕などの仕事は、シルバー人材センターが請負契約によってお引き受けするものであり、お客様と会員は雇用関係は発生しません。詳しくは裏面の労働契約関係の概要をご参照ください。

Q

人材派遣と違うのですか？

A

はい、違います。人材派遣の場合は、労働者は派遣元（人材派遣会社など）との雇用関係に基づいて派遣先の仕事をします。詳しくは裏面の労働契約関係の概要をご参照ください。

Q

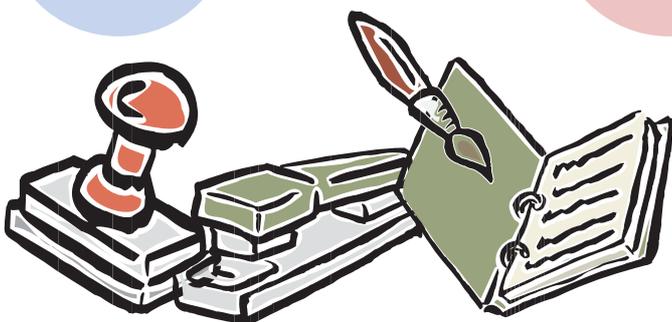
求人の申し込みはどのようにしたらよいのですか？

A

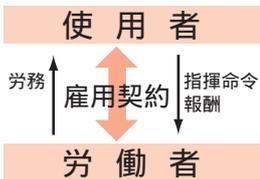
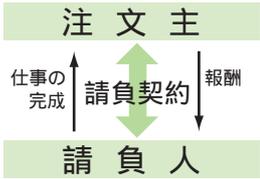
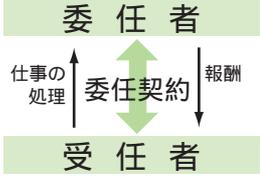
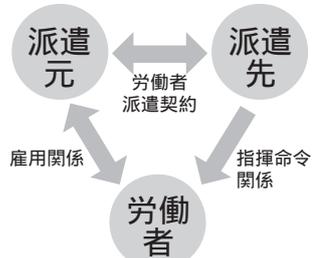
所定の求人票に記入していただき、以下のいずれかの方法でお近くの取扱事務所へご提出ください。

- (1) 取扱事務所へ直接提出する。
- (2) 取扱事務所へ郵送する
- (3) 取扱事務所の職員が来訪時に提出する

なお、求人票のご請求、ご記入方法のお問い合わせについては取扱各事務所の担当者までご連絡下さい。



労働契約関係の概要

事業区分	種類	内容	従属生の有無
無料職業紹介事業	雇用契約 	労働者が使用者に対して労働に従事することを約して、使用者がこれに報酬（賃金）を与えることを約束する契約 （民法第623条～第631条）	働くことが使用者の指揮命令の下に行われる。
受託事業 （アウトソーシング方式） 社内の業務を切り分け、一括で請け負うことで、業務効率の向上とコスト削減を実現します。 詳しくは、パンフレット「シルバーの知恵袋」をご覧ください。	請負契約 	請負人が、ある仕事を完成することを約束し、注文者はその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約束する契約 （民法第632条～第642条）	請け負った仕事は自分の裁量で完成させなければならない。そのため必要な人員・機材等の調達は自由である。仕事中に発注者の指揮命令は受けない。
	委任契約 	委任者が、事務をすることを相手方（受任者）に委任し、相手方がこれを承諾する契約 （民法第643条～第656条）	受任者は、委任された事務を自分の裁量で処理する。仕事について委任者から指揮命令は受けない。
派遣事業 シルバー人材センターでは取り扱っておりません。	労働者派遣契約 	派遣元と派遣労働者との間に雇用関係があり、その労働者を他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させる契約 （なお、他人に対して当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。）	派遣元との雇用関係の下に、派遣先の指揮命令を受けて仕事をする。 （雇用関係はない）

無料職業紹介事業取扱事務所一覧

(社)松江市シルバー人材センター	〒690-0874 島根県松江市中原町8 TEL:0852-27-0888 FAX:0852-27-2737	matsue@sjc.ne.jp
(社)浜田市シルバー人材センター	〒697-0027 島根県浜田市殿町83-122 TEL:0855-23-4680 FAX:0855-23-6086	hamada@sjc.ne.jp
(社)出雲市シルバー人材センター	〒693-0002 島根県出雲市今市町北本町2-1-6 TEL:0853-24-1787 FAX:0853-22-5830	izumo@sjc.ne.jp
(社)益田市シルバー人材センター	〒698-0041 島根県益田市高津8丁目14番16号 TEL:0856-24-2190 FAX:0856-22-4543	masuda@sjc.ne.jp
(社)江津市シルバー人材センター	〒695-0017 島根県江津市和木町609-17 TEL:0855-52-1616 FAX:0855-52-1617	goutu@sjc.ne.jp
(社)斐川町シルバー人材センター	〒699-0501 島根県簸川郡斐川町大字学頭826-2 TEL:0853-72-7838 FAX:0853-72-7830	hikawa@sjc.ne.jp
(社)大社町シルバー人材センター	〒699-0711 島根県簸川郡大社町杵築南1388-9 TEL:0853-53-6100 FAX:0853-53-6161	ta-zinzai@sjc.ne.jp



社団法人
島根県シルバー人材センター連合会

〒690-0886 松江市母衣町55-4
松江商工会議所ビル5F

TEL(0852)28-1171 FAX(0852)28-1173

Eメール shimane-ren@sjc.ne.jp

【URL】http://www.sjc.ne.jp/shimane-ren/

お問い合わせ・お申し込みは...
あなたの街のシルバー人材センターへ!